

「横浜市歩道橋ネーミングライツ」公募要項

1 趣旨

横浜市では、道路の維持管理財源の確保、民間企業団体等へ地域活動及び社会貢献の場を提供することを目的として、施設特定募集型の歩道橋ネーミングライツ事業を実施しています。

ついては、賛同していただけるネーミングライツスポンサー（以下、「スポンサー」という。）の公募を行います。

2 公募主体

横浜市

3 契約相手方の条件

(1) 自らスポンサーとなることを希望する法人または団体が契約することができます。

※広告代理店等による申込みを妨げるものではありません。

(2) 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める法人は契約できません。

(3) 申込時点で、公序良俗に反する事業を行う法人、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人及び国税、地方税を滞納している法人は契約できません。

(4) 契約者の本社・本店所在地については横浜市内外を問いません。

(5) 横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者は契約できません。

4 ネーミングライツ対象歩道橋

本市ホームページ上に掲載します。

※対象歩道橋は、維持管理上の都合や申込状況等により、募集期間内であっても随時変更します。

掲載ページ

「道路施設におけるネーミングライツ事業について」

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/douro_nr.html

5 スポンサーメリット

下記の場所に愛称名を標示することができます（一部対象外あり）。

・内側プレートによる愛称名標示

歩道橋を通行する歩行者向けに、高欄の内側に愛称名を記載したプレートを標示することができます。

・主桁へのシール貼りによる愛称名標示

歩道橋付近を通行する車両及び歩行者向けに、主桁部分に愛称名を標示することができます。

※契約期間中に補修等を行う場合、一時的に標示が隠れてしまう可能性があります。

※地図等の表示の変更は行いません。

6 契約条件

(1) 契約料

申込者からの提案金額となります。

なお、最低価格は月額2万5千円（税込・千円単位）以上とし、契約料の支払いは年度単位とします。

※申込者の責により契約が解除された場合の契約料は返還できません。

(2) 契約期間

3年以上（最長5年まで）とし、契約の満了日は3月31日とします。

※契約開始日の目安は、「10 申込方法」の「(1) 募集期間」をご参照ください。

(3) 愛称標示等にかかる諸経費の負担等

歩道橋への愛称標示及び契約終了時の愛称標示撤去及び原状復旧は、申込者が道路法第24条の承認を受け、施工していただくこととなります。施工等の費用は全て申込者の負担とします。また、契約期間中の毀損及び汚損、紛失等したときの復旧についても同様とします。

なお、申込者が行う設置作業等に起因した損害については、申込者の責任において原状復旧する必要があります。

(4) 地域貢献の提案

スポンサーとして、地域の清掃美化活動など歩道橋及びその周辺を社会貢献の場として活用する提案をしてください。

なお、ご提案いただいた活動については、契約年度ごとに本市に報告していただきます。

(5) その他

- ・愛称標示による第三者被害が発生した場合には、申込者の責任において適切な措置を行っていただきます。
- ・愛称標示は各地区の景観に配慮したデザインとしてください。

7 愛称名について

- (1) 愛称としてつけることができるのは、スポンサーの企業名（店舗名含む）及び商品名等のいずれか及び企業ロゴ（※）です。標語等メッセージを愛称に含めることはできません。

※企業ロゴはスポンサー企業となる者が権利を有する登録商標を原則とします。

- (2) 愛称名には、元の歩道橋名を含むものとし（カッコ書き可）、英文表記も含みます。

※歩道橋の名称であることが分かる愛称名としてください。

（例）

<愛称名>

・歩道橋名：よこはま歩道橋

・スポンサー名：ドウロ

} よこはまドウロ歩道橋

} ドウロよこはま歩道橋

ドウロ歩行者デッキ（よこはま歩道橋）など

- (3) ロゴの配置は愛称名の前後にひとつまでとし、愛称名の途中（企業名等と歩道橋名の間等）に入れることはできません。

- (4) 提案された愛称名については、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会（以下、「導入検討会」という。）における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。検討の結果、申込者に対して愛称名の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。

8 愛称名標示に関する基準

原則として、下記の表のとおりです（歩道橋の構造等によって異なる場合があります。）。

標示方法・内容は、横浜市と協議のうえで決定します。

なお、交通・道路管理上の都合でご提案いただいた標示方法・内容の変更を依頼する場合があります。

また、景観計画、都市景観協議、地区計画等の景観上の規定等により、ご提案頂いた標示内容の変更を依頼する場合があります。詳細は、それぞれの規定等をご確認ください。

【表】愛称名標示に関する基準

	内側プレート	主桁
標示場所	高欄の内側（原則として、車道横断部に つき1か所） ただし、対象施設で車道横断部が1つの 場合は2箇所まで可とする。	両側面（主桁部分1面につき1か所）
	歩道橋の構造によっては、内側プレートまたは主桁への標示ができないものがありま す。「対象歩道橋一覧」にてご確認ください。	
仕様	原則として、ステンレスプレート（通行者 の安全に配慮し、高欄等には損傷を与え ないもの）とする。また、U型ボルトとナ ットを使用し、歩行者側にボルト等の突 起物が出ないように固定。	剥離が可能な（粘着剤が残らない）シール
面積	全体で1.0㎡以下 ただし、設置個所により支柱間内に収め ること、手摺等に支障がないことを原則 とする。	1面につき、全体の30%以下 ※既に設置されている道路愛称・歩道橋 名・所在地等の標示は原則として撤去不 可。
文字の大きさ	1文字最大で15cm角 ※企業名等と歩道橋名の文字の大きさは 揃える。	1文字最大で30cm角 ※企業名等と歩道橋名の文字の大きさは 揃える。
文字色	蛍光色、反射性のある色は不可	
ロゴの大きさ	2文字分まで	
ロゴの色	蛍光色、反射性のある色は不可	
背景色	原則として、背景色なし。 ※白色またはプレート素材と同色の場合 は可とする場合あり。	透明または設置面と同色
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・愛称名以外（電話番号、ホームページなどの連絡先表示など）を標示することはできません。 ・行数は2行を上限とします。 ・横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する表示はできません。 	

9 景観計画、都市景観協議地区、地区計画区域内等の歩道橋について

景観計画、都市景観協議地区、地区計画等の区域内に設置されている歩道橋については、別途、届出等が必要となる場合があります。

なお、必要な手続きは規定等によって異なります。詳細は、各計画を所管する部署にご確認をお願いいたします。

10 申込方法

別紙1「横浜市歩道橋ネーミングライツ申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付（別途郵送可）して、申込先に持参、Eメールまたは郵送のいずれかの方法にて提出してください。

(1) 募集期間

通年、3期に分けて募集します。

お申込みの時期によって契約開始時期が異なります。あらかじめご了承ください。

(参考)

締 切 日 ※		決定通知（目安）	契約開始時期（目安）
第1期締切	6月末	10月中旬	1月1日
第2期締切	10月末	2月中旬	5月1日
第3期締切	2月末	6月中旬	9月1日

※締切日について…末日が土日祝日にあたる場合には、前営業日（平日）を締切日とします。

締切日を過ぎたお申込みについては、翌期の受付分とします。

(2) 必要書類

ア 愛称標示に関する書類（設置希望場所、仕様、デザイン案等）※様式自由

イ 印鑑証明書

ウ 登記事項証明書〔商業登記簿謄本〕

エ 会社概要及び直近3か年の決算報告

オ 納税証明書〔法人税、法人県民税・法人事業税、法人市民税、事業所税、消費税・地方消費税(直近1年間分)〕

※イ～オについて、申込者とスポンサーが異なる場合は両者の書類を提出してください。

11 選定方法

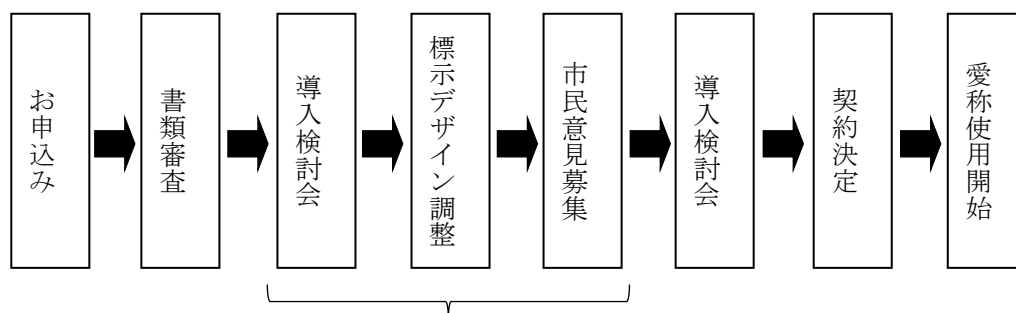
募集期間終了後、別紙2「検討項目及び検討のポイント」に基づき、提案金額、希望契約期間、愛称案、その他要素について、導入検討会における検討結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

その後、当該施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約を締結します。

※詳細は、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.files/0016_20190327.pdf

12 愛称名の使用開始までの流れ



※案件によっては、順番が前後する場合があります。

13 お申込み・お問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市道路局 計画調整部企画課

TEL：045-671-3532

FAX：045-651-6527

e-mail：do-event@city.yokohama.jp

令和 年 月 日

横浜市歩道橋ネーミングライツ申込書

横浜市長

以下のとおり横浜市歩道橋ネーミングライツの公募に申し込みます。

申込者	所在地	〒 -			
	納税地 (登記簿上の本店所在地)	〒 -			
	ふりがな 名称				
	代表者職名・氏名				
	担当者	部署名		氏名	
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/FAX	
		Eメール			
業種・事業内容					
※「スポンサー」の欄は、申込者と異なる場合のみ記入してください。					
スポンサー	所在地	〒 -			
	納税地 (登記簿上の本店所在地)	〒 -			
	ふりがな 名称				
	代表者職名・氏名				
	業種・事業内容				
提案内容	対象施設名称	(No.)			
	愛称案 <small>※設置希望場所、仕様、デザイン案を別途添付してください。</small>	(別添可) ※英文表記：			
	応募の趣旨				
	金額 (月額)	円/月 (税込)			
	契約希望期間	年 月 日～	年 3月 31日	年数	年 月

	地域貢献の提案	(別添可)	
	希望するスポンサーメリット ※希望するものに○をつけてください。	1 内側プレートへの愛称標示	
		2 主桁への愛称標示	
	備考欄		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項の内容を確認しました。 ・横浜市の広告関連規程及びネーミングライツ関連規程を遵守します。 ・必要に応じて、横浜市が市税納付状況調査を行うことに同意します。 		

▼ 横浜市道路局企画課使用欄（申込者は記入しないでください。）

受付日	年	月	日
対象歩道橋 愛称標示の可否	・内側プレート ・主桁 <input type="checkbox"/> 可 / <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可 / <input type="checkbox"/> 不可		
必要書類チェック			
申込者	愛称標示に関する書類		
	印鑑証明書		
	登記事項証明書 [商業登記簿謄本]		
	会社概要及び直近3か年の決算報告		
	納税証明書 (直近1年間分)	法人税	
		法人県民税・法人事業税	
		法人市民税、事業所税	
		消費税・地方消費税	
スポンサー <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要・申込者と同一	愛称標示に関する書類		
	印鑑証明書		
	登記事項証明書 [商業登記簿謄本]		
	会社概要及び直近3か年の決算報告		
	納税証明書 (直近1年間分)	法人税	
		法人県民税・法人事業税	
		法人市民税、事業所税	
		消費税・地方消費税	

検討項目及び検討のポイント

① 応募団体

【ポイント】

- ・ 応募資格にあてはまるか
- ・ 経営は健全か など

② 応募の趣旨

【ポイント】

- ・ 本市のネーミングライツの目的に沿っているか など

③ 愛称案（英文表記含む）

【ポイント】

- ・ 市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- ・ 施設等の管理運営に支障が生じないか など

④ ネーミングライツの対価

【ポイント】

- ・ 提案金額

⑤ ネーミングライツ導入の期間

【ポイント】

- ・ 安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など

⑥ 施設の魅力向上、地域活性化につながる提案

【ポイント】

- ・ 地域貢献の提案内容が当該施設にふさわしい内容か
- ・ 実現可能な内容か など

⑦ 市民及び関係者からの意見聴取の結果

⑧ その他、検討において必要な事項